

事 務 連 絡

平成 31 年 2 月 4 日

愛媛県社会保険労務士会会長 殿

愛媛労働局総務部労働保険徴収室長

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の
一部を改正する省令等の施行について

日頃より、労働保険の適用徴収業務につきまして、格別のご協力をいただき
厚く御礼申し上げます。

さて、下記の内容について「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規
則の一部を改正する省令」等が平成 30 年 11 月 30 日に公布され、平成 31 年 4
月 1 日から施行されることとなりましたので、ご承知いただくとともに、社会
保険労務士、事業主及び事業主団体の方々への周知等にご配慮賜りますようお願い
申し上げます。

なお、各労働保険事務組合の長に対しても同様の周知依頼を行っていること
を申し添えます。

記

改正の内容

1 一括有期事業に係る地域要件の廃止

一括有期事業に係る地域要件（それぞれの事業が、それぞれの事業に係る
労働保険料の納付の事務を行う一の事業所の所在地を管轄する都道府県労働
局の管轄区域、これと隣接する都道府県労働局の管轄区域又は厚生労働大臣
が指定する都道府県労働局の管轄区域内で行われることとする要件）を廃止
すること。

2 一括有期事業開始届の廃止

一括有期事業を開始したときに事業主が管轄労働基準監督署長に提出しな
ければならない一括有期事業開始届を廃止すること。

※別添リーフレットにつきましては、当局及び厚生労働省のホームページから
ダウンロード可能となっております。



平成31年4月1日以降は、 **一括有期事業を開始する際の 事務手続の一部が不要になります！**

行政手続の簡素化により事業主の事務負担を軽減するための
取組として、労働保険に関する法令を改正し、以下の2つを
廃止します。

1 一括有期事業開始届の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、
「一括有期事業開始届」を提出する必要はありません。

一括有期事業を行う事業主は、それぞれの事業を開始したとき、翌月10日までに一括有期事業開始届を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。しかし、平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、この一括有期事業開始届が廃止されるため、提出する必要がなくなります。

2 一括有期事業の地域要件の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については、
遠隔地で行われるものも含めて一括されます。

一括される有期事業については、地域要件が定められています。このため、定められた地域の範囲外で行われる事業は一括されず、個別に有期事業として成立させる必要があります。平成31年4月1日以降に開始する有期事業については、この地域要件が廃止されることにより、遠隔地で行われるものも含めて一括されることとなります。

<ご注意>

- ▶平成31年3月31日以前に開始する一括有期事業については、これまでどおり、一括有期事業開始届の提出が必要となり、また地域要件が適用されます。
- ▶これまで、地域要件以外の一括の要件※を満たすにもかかわらず、地域要件によって一括されなかった有期事業が、今回の改正により、労働保険料の納付事務を行う事務所で一括されることとなります。

労働保険料の納付事務を行う事務所の変更を求めるものではありません。

※有期事業が一括されるには、①概算保険料の額が160万円未満であり、②事業の規模が請負金額1億8000万円未満（建設の事業）又は素材見込生産量1000立方メートル未満（立木の伐採の事業）であることなどがが必要です（これらの要件に変更はありません。）。

- ▶労災保険給付事務は、労働保険料の納付事務を行う事務所の所在地を管轄する労働基準監督署で行います。

詳しくは最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。